

火災から

安全・安心を支えるしくみ

シリーズⅡ 自主表示制度

- 平成24年4月1日から施行される自主表示制度の概要を取りまとめたものです。
- 自主表示制度は、消防の用に使用される機器のうち、火災の感知、消火、避難等に使用する機器の内、特に安全・安心を確保する上で重要なものについて、総務大臣に届出を行い、製造者等自らが試験・検査等を行い、その旨を表示することにより、その品質を確保する制度です。
- このパンフレットは、自主表示制度のしくみを判り易く、解説したものです。

動力消防ポンプ

ポンプ、ポンプ駆動用の内燃機関又はこれらと同等以上の性能を有する機関その他の必要な機械器具から構成される消防の用に供するポンプ設備



自主表示対象機械器具等の種類
2品目

平成25年1月現在



消防用吸管

動力消防ポンプの吸水口に結合して使用する吸水のための導管

この資料は、日本消防検定協会から一般社団法人全国消防機器協会が受託しました「検定・自主表示制度等に関する情報提供業務」により、作成したものです。

一般社団法人 全国消防機器協会
消防機器等製品情報センター

〒105-0001
東京都港区虎ノ門2丁目9番16号
日本消防会館3F
TEL 03-3595-1868
FAX 03-3595-0189
<http://www.3.ocn.ne.jp/~zenshouk/>

関係工学会

一般社団法人日本火災報知機工学会	一般社団法人全国避難設備工学会
社団法人日本消防工学会	一般社団法人日本消防ホース工学会
一般社団法人日本消防装置工学会	一般社団法人全国消防機器販売業協会
一般社団法人日本消防ポンプ協会	公益財団法人日本防災協会
一般社団法人日本消防放水器具工学会	日本消防機設工学会

火災から

安全・安心を支えるしくみ



